

第16日目(9月18日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、樋口和人君より療養のため欠席の届けがでておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算認定についての歳出の審議を続行いたします。第11款 災害復旧費の説明を求めます。

産業振興部長 (説明を行う。)

建設部長 (説明を行う。)

教育次長 (説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 災害復旧費に対する質疑を行います。

和田英夫君 去年のあの豪雪のときにちょっと総務部の方と話をしたことを思い出すわけですが、消雪井戸の配電盤というかスイッチ盤のあの計器。ああいう大雪は毎年あってはならないわけではありますが、あの当時その管理がどうも徹底されていない。それぞれの集落の区長にその辺の管理をお願いしているのか、市有なり県有のはそれぞれの部署で管理されているのか。ちょっとあの当時、非常に大雪だったから配電盤の上にむっつら雪が積もっていて、かなりずれているような感じのところもあったように私はみていたのですけれど、この辺の管理がどうなっているのか。

建設部長 消雪パイプの感知器といいますか、こちらの方の管理につきましては地元の方をお願いをしているというような状態でございます。地盤沈下区域および若干の周辺区域には、今まで集中管理ということで市の方で管理をしておりましたけれども、それを除く地域の消雪パイプにつきましては、基本的には地元の皆さんにお願いをするわけです。あるいはその消雪組合みたいな組合がございますので、そちらの方にも見ていただきますけれども、原則的には地元の皆さんで。不具合が生じた場合には連絡をいただいて私どもの方で手配をするということになっています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第11款 災害復旧費に対する質疑を終わります。

議長 第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費の説明を求めます。

総務部長 (説明を行う。)

議長 公債費、諸支出金、予備費に対する一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第12款、13款、14款に対する質疑を終わります。

以上で第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算認定についての質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案を認定することに反対者の発言を許します。

笛木信治君 平成18年度一般会計決算承認に反対とする討論をするものであります。本決算は3町合併後初の本格的な予算であります。内外の注目を集めたところではありますが、結果はこの3日間の審査でも明らかになりましたように、単年度収支において5,650万円の黒字ということであります。本年5月末の財政調整基金の積立金も16億円となったと。市税は75億3,876万円ということで自主財源比率は前年度の36.7パーセントから42.6パーセントになったということであります。経常収支も90パーセントを割り込んでおります。

こうしてみますと財政力指数も伸びたりして財政状況が大幅に改善されたという結果を伺わせる決算になっております。これは言ってみれば少雪のため除雪費が節減できたということもありますし、職員の皆さんの給与を5パーセント削減したというようなことでもあります。ある意味では僥倖ともいえるのではないかと私は考えますが、こうした調子が今後も続くというふうには思わないわけであります。

しかしながら公債費比率、実質公債費比率ともこれは上昇しております。これは算出する基準が変わったと、分母が変わったという説明であります。いずれにしても県下ワーストワンこの汚名を返上するために、何がどう努力されたかということではありますが、その気配というものを私は不勉強のせいもありますが感じ取ることができなかつたわけであります。このことは市のイメージダウンにもなりかねないもので、やはり一定の力を注ぐ必要があるのではないかと考えるわけであります。しかし、やるべきことはやらなければならないという命題もあるわけですから、このバランスについて広く市民の意見を求めてやはり実行していくべきであるというふうに思うわけであります。

そしてまた、この決算に重く影を落としているのが、収入未済額であります。全体では16億3,000万円。市税でみましても13億9,000万円ということであります。これは長引く不況と小泉自公政権の改革による格差社会の進行と、これが原因であることはあきらかであります。少し中へ触れさせてもらいますと、いわゆる大企業、大金持ちには大減税、市民一般には大增税という逆立ち政治が5年にわたって続けられたわけであります。

こうしたことから介護難民であるとか、医療難民であるとか、ネット難民であるとか様々な難民が今、生み出されてきております。この間の庶民への増税は総じて5兆4,000億円になるわけではありますが、一方、大企業、資産家への減税がこの間、4兆3,000億円にもなるということでもあります。07年度だけで見ても、庶民へは定率減税の廃止などによりまして1兆7,000億円の増税が課せられておりますが、一方、大企業、資産家には

減価償却制度の見直し、開発費への優遇税制、あるいは証券優遇税制の延長などによりまして1兆7,000億円の減税がされているわけであります。

これを私どもは逆立ち政治というふうに言うわけでありますが、これに留まりませんで米軍基地の扱い、農産物の輸入自由化、こうしたアメリカ言いなりの政治。また、憲法9条を改定する戦後レジウムからの脱却、こうした戦前の強権政治への回帰。そうした政権の姿勢に対して国民が明確にノーの審判を下したのが、先の参議員選挙というふうに思うわけであります。

問題はこうした国の圧政に対して地方の自治体が、住民の福祉や暮らしをどう守るかというところであります。この重要な役割が点検されなければならないと思うわけでありますが、本決算でみてみますと子育て支援策では一定の取り組みがあります。しかしながら介護保険の認定外であるとか、保険料の引き上げであるとか、あるいは老人福祉、医療の負担増などほとんどが国の制度そのまま、言ってみれば国の言いなりであります。市長裁量による減免制度は制度としてはあるのですが、これが活用されておられません。

そしてまたこの収入未済額、滞納に対する徴収の取り組みであります。本決算年度で差し押さえが168件ありました。審査でも議論のあったところでありますが、私も差し押さえそのものを否定するものではありません。しかし、これは強権でありますのでこれを発動する場合には、その差し押さえにいたるプロセスこれを本当に正確に思いやりのある手順でやっていくということが大事であります。そしてもっと言わせてもらえれば、面談による滞納者との話し合い。納入計画の相談であるとか減免制度を利用したらどうですかとか、そうした相手の側に立った懇切丁寧な対応がやはり必要であると。その上でなおやはり差し押さえということもあり得るわけですが、そうしたことを詰めていけば、私はこの168件という件数をもっと減ったのではないかというふうに考えるわけであります。

本来この所得による格差これが生じた場合、それによって生活が維持できなくなったという場合には、税金による再配分をして生活の維持を図ると。これが政治であります。そのことを忘れて負担の公平ということを声高に言いながら強制徴収を進めるというようなことは、私は暖かい市政を標榜する井口市政にあってはならないことであると思うわけであります。

また、果てしない民営化路線が続いております。議論のあるところではありますが、やはり様々な分野でそれぞれの影が見えるということでもあります。民営化により新たに料金を取られるようになったとか、あるいは福祉施設では低賃金、サービス残業、ボーナスも退職金もない。従業員の出入りが激しいと、介護の質も心配になるというような声も寄せられております。こうしたことは民営化によって経営者が利潤を追求するということを始めれば、必ずそうなるということをおが党が早くから指摘したところでありますが、そうした危惧されたことが現れているということも言えると思います。以上をもって決算承認の提案に対して反対討論といたします。

議長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 おはようございます。今回はこぶし会を代表して第83号議案 平成18

年度南魚沼市一般会計決算認定について賛成の立場から討論させていただきます。平成18年の当初予算は先ほど笛木議員が言いましたように、3町合併して初めての予算を執行いたしました。それに対して私は本当に3町合併の中では大変なご苦労があったと思っております。

合併する以前は合併しても地獄、合併しなければさらにまた深刻な地獄になる。そういうふうずっと財政は厳しいという中で合併してきました。やはり当然、厳しい中で合併したからといって財政は決してよくなるわけではありません。そうした中で私たちこぶし会はいろいろなところに行行政視察を、どういうふうな形に歳入に対してどのようなことをよその自治団体はやっているかということでもって、行いました。やはりどの自治体でも歳出を少なくし歳入を多くする、非常に努力をなされております。当然南魚沼市もそういったことに対して非常な難儀、苦労があったと思います。

そうした中で財政健全化計画を立て、市長以下管理職、職員の給料をカットして事務経費の削減、人件費の削減、内部的経費や外部的、歳出の方の経費を削減して、市民の生活を少しでもよくしようというふうに努力なされました。その反面、子育て支援、不妊治療の方にも努力していただきました。

やはりそういったことを考えますと、この18年度の決算は本当に大変な中でそれぞれの職務をきちんと果たしてきたと思っております。しかし、財政健全化計画はまだまだ2年目でございます。監査委員から指摘がありますように、厳しい中でもこれから一段の努力をしていただきたいという意見書もございます。そういったことをやはり努力をしていただきまして、6万3,000人の市民の皆さんが少しでも生活が良くなるようにしていただきたいとお願いいたしまして、賛成の立場から討論させていただきます。

議長 つぎに原案に反対者の発言を許します。

(発言者なし)

議長 原案に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は市民クラブを代表し、第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算について一言申し上げ、賛成討論をしたいと思っております。本決算は早急に財政基盤を立て直すための財政健全化計画の初年度としての取り組みの中で、上町保育園の建設を始め、子育て支援この充実への取り組み、小中学校の耐震補強工事等教育関係にも配慮をされているところであります。

また、広域連合の解散に伴う新たなる効率的な業務への対応、公共事業あるいは生活環境等にも積極的に事業促進をされ、各種の健康や保健福祉計画の策定そのための取り組み、また、新たなる農業政策へ向けた市農業確立のための指導あるいは対応等々であります。そして何よりもみぞうの中越大震災、さらには豪雪、あるいは少雪によるイメージダウンの解消と、新たなる観光資源の発掘を含め、誘客活動を関係団体と取り組む商工政策等であります。それぞれに評価をするところでありまして相対的には賛同するところであります。

しかし、平成18年度健全化計画への対応については一言申し上げさせていただきますが、

物足りなさを感じているところであります。なお一層の努力を期待するところであります。

さて、この2日間の審査の過程の中で、私たち市民クラブは例えば滞納対策としての収納には厳正な対応、あるいはカード利用の可能性の研究、また旧福祉センターへの今後の対応、そして障害者福祉計画への提言、児童虐待への解決策、年金問題への対応。さらには給食費への監査体制等々、市民クラブとして種々の提言、提案をさせていただいたところであります。

監査委員の意見書にも「評価と反省のもと一層の努力を」と、このようにしております。今後市政の執行にあたりましては、今審査意見を市民の声、あるいは議会の声として反映をしていただくことを期待しながら、平成18年度南魚沼市一般会計決算に賛成をするところであります。大勢の議員各位からご同意をいただきたい。これをもって賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論。

若井達男君 おはようございます。賛成の立場で討論に参加させていただきます。反対者、笛木議員のご意見、それから賛成の前者2名のご意見、それぞれの射た討論だというふうに考えております。私がここに出てきて何も申すこともないと思いながら、やはり私もこの18年度決算については一言申し上げまして賛成討論にしたいと思います。

井口カラーが発揮されるのが18年度予算からだ、ということをおっしゃってきております。平成16年度につきましては、旧大和、旧六日町の両町の合併、そういった中の打ち切り合算決算であると。あわせて17年におきましては、南魚沼市と塩沢町の合併これも打ち切り合算決算であったというふうになっております。

先ほど申し上げましたようにその時点で、井口カラーが出るのは18年度予算からなのだとということで向かわれたわけですが、しかしながらこれは必ずしもカラーは出したくてもなかなか出せなかったということがまず1点。三位一体による国の、先ほども笛木議員の方からお話ございましたように、中央のことがすぐさま地方に影響するという状況の中に、この16、17、18年をみただけでも13億円からの交付税臨時財政対策債等の減額が出ております。そしてあわせて先ほどもお話が執行部から出されました3月31日に広域連合が解散し、そして4月1日には広域連合そっくり45億6,000万円という起債、そっくりそれを受けた中の18年度予算の出発でありました。

しかしながらこれも先ほど前者2名の方が申し上げましたように、そういった中で住民サービスを低下してはならないと、とにかくやることはやらなくてはならないのだと。そういった中で向かってこられた大きな事業につきましては、先ほどもお話がありました上町保育園、または学校の耐震補強強化、そういった中には20億円からの予算が消化されております。

そしてこういった大型事業に関わらず住民サービスの一環として、子育て事業の一環としてこれらもサービスは落としてはいかんということで、実際には保育料金の切り下げ、児童手当の拡充、医療費診療の拡充。これらは前年比に対して7,000万円からの増額で消化し

てきております。

しかしながら、やはりこれらも全般的にみてきた中に指摘されることは、すぐさま取り上げられる問題が公債費比率、実質公債費比率。前年3カ月間の23.4パーセント、今年直近に24.6パーセントという数字が出たわけですが、これらは数字をただ並べて県内ワーストワンだということではなく、やはり中身の検証が私は一番大事だというふうに感じております。

そしてこの24.6パーセントこれらは、ならば南魚沼市の昨年9月に作成されました公債費負担適正化計画に照らし合わせたときどうかといいますと、ほぼこの18年度につきましては、先ほどのお話のように利子計算の段階での違いは生じてはおりますけれど、ほぼ27年までに作成された公債費負担適正化計画に一致していると。これらを10年間きちっと継続するならば、やはり18パーセント、10年間では、市長が申しておりますように無理としても、平成30年までには18パーセントこれにはきちんと届くということを私は強く確信しております。

そういうことでこの18年度決算につきましては、市長以下、執行部のそして職員の努力と頑張りに敬意を表し賛成するものでございます。大勢の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長 ほかに討論ございませんか。以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第83号議案 平成18年度南魚沼市一般会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第83号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 日程第2、平成19年陳情第2号 私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会に平成19年9月3日に付託されました私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める陳情について、審査の結果、採択すべきものと全員で決しましたのでご報告申し上げます。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成19年陳情第2号 私立高校への公費(私学助成)拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める陳情に対する討論を行います。

議長　　まず本陳情に反対者の発言を許します。

宮田俊之君　　おはようございます。私はこの陳情第2号に対し不採択の立場で討論に参加させていただきます。私がまず疑問に思う点は、私立学校に手厚い助成を行うことは、大都市で学校が不足しているならまああることかとは思いますが、この陳情の内容が当南魚沼市の実状をとらえているかがまず疑問であります。今後、学区が広がり全県一区となる中で、少子化現象が進んでいき、当然公立、私立に関わらず児童確保のために極端に言えば子供の取り合いが進むというおそれがあります。

先日、津南中等教育学校に見学に行っていました。たしかに学力は全県下ナンバーワンであり中高一貫校として優秀だとは感じました。文科省はこういった学校を全国で500校整備すると言っており、すでに新潟、長岡では私立が平成20年から順次開設する予定になっているそうです。その中で自分も卒業した県立の学校はどうなってしまうのか。地域と共に、勉強だけではなく仲間作りも大切にしている地域の母校を守りたいという考えから、不採択にいたりました。自分の会派の足並みを乱して大変恐縮ですが、議員各位も自らの母校の大切さを思い出していただきながら、不採択に賛同をしていただけますようお願いいたします。

議長　　つぎに本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言者なし）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論をおわります。

議長　　採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年陳情第2号 私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の採択を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。よって平成19年陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長　　日程第3、平成19年請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願、および日程第4、平成19年請願第9号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願の以上2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長、阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長　　産業建設委員会に付託されました請願2件を報告させていただきます。請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願でございます。この請願ですが、これは紹介委員であります笛木議員の方から主旨説明をいただきました。

質疑でございますが重要品目はずすなんてなまぬると。強行にしていかななくては日本の農家は立ち行かない。強行に行くべきだという意見もありました。請願者である農民運動新潟県連合会という組織の団体とは。また日豪、日米だけでなく中国等の残留農薬問題なども取り上げていくべきだという意見もありました。国際的にみてもずばり中止することはあまり良いことではない。こういった文面での請願は反対であるという意見もありました。

その中で笛木紹介議員であります、2番目の農民運動新潟県連合会ということですが、これは全国的な組織であり、農民の暮らしを守る団体であるというお話がありました。

以上で質疑が終わり、討論。討論なしでございます。採決。これは起立により採決を行いました。採決の結果、賛成少数で請願第8号は不採択すべきものと決定いたしました。

つづきまして請願第9号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願でございます。この請願についても紹介議員である笛木議員からの主旨説明を受けました。質疑に入る前に各会派の検討結果の報告もいただきました。

質疑でございますが、以前は経済的効果だけを争っていたが、今は食の安全が第一である。アメリカはペースで迫ってくる。消費者までも今一番強く求めているものであると。つぎに現地で検査を行っている全箱検査は聞いていない。農水省は危険部位 いわゆる脳や脊髄、背骨でございますが 危険部位はやると言っている。何でも反対では賛成しかねるという意見でございます。

3点目ですが国内での全頭検査、全箱検査はまちまちである。趣旨と事項を明確にしていけるべきであり賛成はできぬという意見でありました。

4番目として輸入に対しては消費者は、肉ばかりでなく、野菜やそのほか安くて安全なものを求めている。そのことを考えると賛成であるとありました。

以上、質疑が終わり討論となりました。討論なし。採決に入りました。採決も起立によって行いました。採決の結果、賛成多数で請願第9号は採択すべきものと決定いたしました。以上です。

議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 平成19年請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願に対する討論を行います。まず原案に賛成者の発言を許します。

笛木信治君 私は請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願について、原案に賛成、委員長報告に反対する立場から討論をするものであります。



この内容については先の議会でも議論のあったところでございますが、本請願ではいわゆる政府の経済財政諮問会議この農業ワーキンググループというのがあるわけですが、そこで今回この諸国との貿易協定について一定の方針を出したわけでありまして。これをそのまま実施した場合どうなるかと、大変なことになるというのがこの請願の内容であります。

日米、日豪に加えて中国や韓国、インド、ニュージーランドなどこうしたアジア太平洋を含めた21カ国についてこの貿易協定をやっていこうという内容であります。これがもし、いわゆる関税撤廃、完全自由化がなされた場合にはどうなるかというのは、同じこの経済財政諮問会議のワーキンググループが試算をしているのです。そうすると現在の食料自給率は40パーセントから12パーセントになるというふうに試算をしております。

このときの会議の模様で12パーセントではだいぶ残るのではないかという意見があったということが問題になりましたが、しかし、この計算方法で日本の穀物との自給率を計算すると、わずか2.7パーセントになるそうでありまして。これはもうほとんど壊滅した状態であります。したがって、今この農業ワーキンググループの方針をそのまま貿易協定を許せば、もはや日本の国に農業がなくなるということが明らかになっております。

そうした路線をやはり転換してもらいたいというのが請願の内容であります。ご承知のように、しかし、日本は工業国だと。自動車もテレビも洗濯機も諸外国へ買ってもらわなければならないのだと。そうすれば売るだけではなくて相手の国からも買わなければならないのだからしょうがないではないかという議論があるわけですが。一見正論のように聞こえるのですけれども、これはしかし私は違うと思うのです。食料は別だと思っております。その国の国民が食べる食料、安全で安心、しかもそれがきちんと保証されるというのは実に大事なことでないかと思うのです。その国の独立にも関わると私は思うわけでありまして。

現在の世界の食料事情を農林水産省がこの間、発表しています。ちょっと新聞の切抜きで見たのですが、現在の世界の在庫量は1973年　これは一番少なかった時期だそうですが、この時期をさらに下回っているということです。今、全世界の人が食べれば55日分と、それしかないと言われているわけです。これはご承知のように穀物がバイオ燃料エタノールの方へ回っているということがあるわけでありまして、日本の食糧自給率も40パーセント、20パーセントと言われていますが実は20パーセントない、これを割り込んでいます。60パーセント輸入しているわけですからこれは大変なわけです。こうした事情の中で。

日本の人口は世界の2パーセントだそうです。その2パーセントの国が世界の食料の10パーセントを輸入しているわけですから、こんなことが通るわけがないのです。やはりここではもうこうした路線は転換をして、自分の国で、自分たちの食べるものは採れるものは採るという路線に私は転換をすべきだと考えております。アメリカだって輸出するについてはものすごい輸出補助金を出してやっていますからね。どこの国だって自国の農業について保護策を取らない国はありません。

私はそういう意味でもこの本請願を採択すべきであるというふうに考えております。もしこれが実施されれば、農業関係の労働者375万人が失業すると言われております。これは単

に労働者が失業するだけでなく、それだけの事業所が閉鎖をするということです。大変な状況になるというわけでありまして、こうした方向の転換を求める請願ではないかと私は考えております。以上をもちまして私の原案賛成の討論といたします。

議長 つぎに原案に反対者の発言を許します。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第8号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成19年請願第8号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年請願第9号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(発言者なし)

議長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 おはようございます。アメリカ産牛肉の輸入条件緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願に賛成の立場で討論に参加いたします。特に私がひとこと言いたいのは、アメリカでの牛肉の買い方は非常に大農家、大きい農家が占めているということでありまして。それでこのBSEの病気の元は肉骨粉だとは言われています。それが100パーセントそうであるかどうかというのは医学的にはまだ証明されていないんですけども、主に肉骨粉であると。その肉骨粉をアメリカでは牛には使うなという条件を付けてまだ販売をしている。ほかの家畜には使っている。だから牛が使っているかどうか分からない部分もあるという意味で、やはり輸入するときの全箱の確認はこれからもお願いしたいと思っております。

それからもう1点目の20カ月以下の日本における牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること、ということではありますが、確かに今現在では牛は20カ月以下ではこのBSEが発生している例がないそうです。しかし、21カ月からは出ているということは、それ以前にも蓄積されていた懸念もあるのではないかと思います。

BSEの病気はかかれば必ず死ぬといわれていて非常に怖いです。そういう意味では安全、安心のものを食べるという意味で、今、日本のこの牛の飼い方が、世界で一番確かな飼い方だそうでありまして。そういう意味では20カ月以下に対しては国は行わないので、各県の自治体が行っている。しかし、それに対して国が補助金を出しているという、その助成を打ち

切られると、やはり大変な県ではやめる可能性もある。そういうことでは世界に間違いのないのだと誇れる日本の牛肉がやっぱり食べられなくなる懸念も出てくる。そういうことは私は牛肉大好きな人間としては非常に残念なことであります。ぜひ、それもおもんばかりまして賛成に皆さんしていただきたいと思って、今日は討論に参加しました。よろしく願います。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第9号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成19年請願第9号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議 長 日程第5、第84号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定についてから、日程第8、第91号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてまでの以上4件を一括議題といたします。4件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 産業建設委員会に付託されました議案4件についてご報告をさせていただきます。第84号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定についてでございます。農林課長より提案理由の説明をいただきました。

質疑でございますが、施設を持っている地元としては心配である。今後、大規模修繕は予定されているのかという意見でございますが、揚水の水は確保したい。修繕に対しては今のところ計画はないという答弁です。

つぎに、市はお金がないと言っているがきちんとした対応をしていただき、水のくみあげに支障のないようにしていただきたいと。その答弁でございますが、きちんと水の確保を守っていきたいということでございます。

つぎに3番目ですが、基金繰入金5億4,000万円は一般会計に入れてしまう。大規模修繕や何かあった場合繰出すことはあるのか、という質問に対して、このお金は取っておくつもりはない。一般財源に使用し何かあったら議会に提案させていただきたいという答弁でございます。

質疑を終わりました討論でございます。討論なし。採決の結果、全員賛成で第84号議案は原案のとおり認定されました。

つづきまして第 88 号議案 平成 18 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてでございます。下水道課長より提案理由の説明をいただきました。質疑でございます。負債発行による未償還金残高は 332 億 9,000 万円になっているが、返済の計画はどうなっているのかという質問でございまして、償還のピークは平成 30 年、その後 25 年度に完済の予定であるという答弁でございます。

つづきまして上水道の使用料に応じた下水道の課徴金方式では、もっと水を使ってもらいたい水道企業団とは逆になっている。戸数の問題はあるが下水道メーターの取り付けは検討されたのか、という質問でありまして、答弁は、検討はしているし特別な事業所には取り付け、特別に可変課徴金を行っているという答弁でございます。

3 番目でございますが維持管理負担金、現在 131 円だが、79 円を限度として交渉をしているのかという質問でございます。現在立方 131 円となっている県とは 79 円に下げようように交渉していると。今年中に県が料金改定をする見込みであるが、まだ決定とは聞いていないという答弁でございます。

つづきまして滞納金があるが工事を始める前に問題はなかったかという質問でございますが、工事を始める前は地元説明会を行い特に反対の声はなかったと。

つづきまして滞納繰越金を徴収しているけれども、前年分はそれ以上にあるが悪循環になっているのではないかという質問でありまして、答弁は、事業が進んでいる間は負担金、分担金の賦課が新たに生じる。事業が終わるまで同じ繰り返しになるという答弁でございます。

以上、質疑を終わり討論に入り、討論なし。採決に入りました。採決の結果、全員賛成で第 88 号議案は原案のとおり認定されました。

つづきまして第 89 号議案 平成 18 年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてでございます。産業振興部次長より提案理由の説明を受けました。質疑ですが、施設管理の中で去年は営業日数が少ない中、経費は上がっている。また、保険料も上がっているのではという質問の中で、営業は 3 月 5 日で終了したが、高圧の関係で基本料金がかかっているため、また保険料が上がっているのは夏場保険に入っている方が継続のお願いがあったためだという答弁でございます。

2 点目でございますが、荒金旅館組合は夏場一軒しかやっていない。今後、指定管理制度でやれるかという質問でございますが、旅館組合や地元でやっていきたいという報告をうけたと。地元で法人組合を作り、9 月に融資をしていただける方から了解をいただいているという答弁でございます。

以上で質疑を終わり討論。討論なし。採決に入りました。採決の結果、全員賛成で第 89 号議案は原案のとおり認定されました。

つづきまして議案第 91 号議案 平成 18 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてでございます。水道管理者から提案説明を受けました。質疑でございます。水道料金の値上げをしないとのことだが今後の企業会計はどうなるのか。という質問でありまして、建設時期からの建設コスト高、水需要の大幅減で企業債の元利償還金が料金収入を上回り、給水収益

だけでは経営が成り立たなく一般会計繰入金で厳しい経営状況をしていると。今後は施設の老朽化、水質管理の強化、危機管理への対応が課題になる。また大規模改修や特別事業がなくても資金は目減りし、さらに厳しい経営状況になるという答弁でございます。

つづきまして水道水を流雪溝にと考えているが、水道課と建設課の対応は、という質問でございます。答弁ですが、現在、三国川の水利権、毎秒0.8立方をいただいている。水需要の低迷から3分の1程度しか使用されていない。しかし、残りの水量としては水道を有収水量として配分給水として考えていると。余剰水の有効活用としては厚生労働省と国土交通省と調整し、流雪溝用水として使用可能か検討してまいるという答弁でございます。

つづきまして、水道水の需要が伸びない中、今後の大規模改修も考えられるが今後の対応について、という質問でございます。水道水の需要が伸びても伸びなくても水づくりのための浄水機器について万全な施設体制、対策はしていく。主要設備であるコンピューターが23年をピークに今後、国庫補助対象事業として不採択基準に変わるかどうかの有無も紹介している。そういう答弁でございます。

最後にもう1点ですが、企業へ営業対策は。特に食品関係の可能性についてはどうだという質問でございますが、水需要を大幅に増やすには水使用量が多い食品関連や繊維関連の企業の誘致が考えられる。企業誘致においては商工観光課を中心に誘致活動をしているが、誘致にいたっていない。議員各位からの特段のご尽力とご支援をお願いしますというようなご答弁ございました。

以上質疑を終わり、討論に入りました。討論なし。採決に入りました。採決の結果、全員賛成で第91号議案は原案のとおり認定されました。

最後にその他の事項でございますが1点ありまして、今、農業集落排水事業で作った施設が年々老朽化してきて、維持管理に莫大な費用がかかってくるが、流域下水道に入れていかれないのかというような質問がありました。将来的には流域に流されれば流域に入れていきたいという答弁でありました。以上で産業建設に付託されました議案4件を終わります。

議長 4件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第84号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第84号議案 平成18年度南魚沼市揚水設備維持管理

特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第84号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第88号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第88号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第88号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第89号議案 平成18年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第89号議案 平成18年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第89号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第91号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 91号議案の水道事業会計決算について反対の立場で討論に参加いたします。私は水道に関してはいつも言いますが、やはり生活の上での命綱であるということで「安心して使える」これが一番大きなメリットだと思っております。水道水が今まで六日町でいえばおいしくてそして夏は冷たく、冬は暖かい地下の井戸の水を汲めたのが、ダム建設によってまずくて高くてそして夏は暖かい、冬は冷たい、おかげでガスの代金もいっぱい要するという住民からは非常に苦情のある飲み水になりました。

その大きな原因はやはり過剰な投資にある、それにつきると思っております。ダム建設のとき、最初、議会で提案されたときには330億円だったそうですけれども、結果的には1,100億円という金額になり、その過程の中での人口の見込みとか使用する人口の見込みがその当時の1.5倍から2倍になるだろうという中で投資が行われた、それによるやはり借金の返済。しかも当時は一番高いころでありまして、その利息は非常に高かったということも加えて水道料金の高さの原因にもなっております。

市長はその計画の中では非常にもっと上がる予定の料金を抑えるという形で、値上げしないで努力しています。そのことには非常に私も評価をいたします。ぜひ、上げて欲しくないし下げて欲しいという思いであります。やはり住民の中にはこの水はトリハロメタンが非常に多く出るというのもありまして、飲むのにそれは都会の水はすべてそうなる可能性が高いのですけれどもやはりそういう意味でも、私はこの水道の、本当に命綱である水をダム建設に由来したことに大きな欠陥があるのではないかと考えております。

日本全国の中で水道料金が高いのは、ダム建設によって水を得ているところだというふう聞いております。その当時、今でもそうですけれどもその当時は、飲み水は何とかなってもトイレが水洗化になったとき、全員がなったときにはとても水の利用が増える。それでは間に合わないというの大きなイメージだったように覚えております。しかし、今はいろいろな節水する洗濯機やそれから節水する方法なども得て、思ったほど利用が伸びないで苦慮しているというのが執行部からのお話でもありました。そういう意味でやはり過剰投資であるということの一言につきます。それで反対をいたします。よろしく申し上げます。

議長 つぎに原案認定に賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第91号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第91号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時05分)

議長 日程第9、第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてから、日程第13、第92号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・和田

英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 社会厚生委員会審査報告書。本委員会は平成19年9月3日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず審査の状況でありまして、9月7日委員全員出席で審査を行いました。審査の内容、執行部、市民生活部長、福祉保健部長、市民生活部次長、福祉保健部次長、市民課長、税務課長、福祉課長、保健課長、大和病院事務長、同庶務課長、同医事課長、城内病院事務長の出席を求め審査を行いました。

第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成多数で認定であります。

第86号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、全員賛成で認定であります。

第87号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、全員賛成で認定であります。

第90号議案 平成18年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、全員賛成で認定であります。

第92号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、全員賛成で認定であります。

審査の内容であります。まず国民健康保険特別会計であります。3割、5割、7割のいわゆる法定減免の前年比はどうかということで質問がありまして、17年が1億5,000万円、18年が1億6,000万円で増えているということになります。

滞納者への面談等の対応であります。滞納者1,400名弱のうち630名に通知。119名が来庁。うち87名が分納の約束をされ、32名は未解決の状況であったようです。

収納嘱託員の実績であります。平成17年は4人体制で6,470万円でありましたが、18年度は2人体制ということで3,352万8,000円というような答弁がありました。

つぎに介護保険特別会計でありまして、介護予防事業、機能訓練あるいはトレーニング等、そういうトレーニング等を受けて改善をされているかということでありますが、改善されたというのが43.9パーセント。しかも悪くなったというのが12.2パーセントで全体的にはそういう介護予防事業で改善をされている方向だと、こういうことあります。

施設入所希望者は、ということですが今のところ待機者400名というようなことだそうあります。

予算書の中で予防サービス費、当初予算3億9,000万円が2億9,000万円減額されたがということの質問で、予定対象者が非常に少なかったというか、そういう状況だという説明がありました。

老人保健の特別会計であります。ここでは決算書で7,000万円ほどの不足があるがと



ということですが、これは国の事情で予定された金額9,947万円が入らなかったわけですが、これについては19年度に精算をされたと、こういう答弁であります。

つぎに病院事業会計であります。病院事業の過年度未集金は319万4,000円だというようなことがありました。

それから人件費比率が高いから看護師は減らせないと、こういう質問があったわけですが、現実には12名ほど必要だということで募集しても1名ぐらいしか応募してこないと。かなり工夫をしているが今でも足りない状況で減らすことはできないが、外来診療と入院病棟関係の看護師を応援体制とかそういうことも工夫をしているところだと。こういうような説明がありました。以上で説明を終わります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笹木信治君 第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について反対の立場での討論をするものであります。委員会でも討論をしてみいました。重複をいたしますがよろしくひとつお願いをいたします。

国民健康保険制度は言うまでもなく国民皆保険の根幹をなすものでありまして、まさに住民の命の綱であります。しかし、昨今この保険制度が国の医療費抑制、国庫支出金の削減というようなことから被保険者の負担が増大して大変な事態に陥っております。これが格差社会の進行により、払いたくても払えないという人が増えているという状況の中でこうした事態になっているということでもあります。

本決算においても滞納未済額は合わせて4億3,676万円となっております。この滞納者に対するペナルティが低所得者の命を脅かすものとなっていると考えるわけであります。1年を超える滞納者には保険証の返還を求める、病院の窓口では全額を払わなければならないということになります。そうした資格証明書が発行されるわけではありますが、これがすでに本決算年度でも190名から発行されているということでもあります。保険料も払えないものが病院の窓口で10割を払えるはずもないわけでありまして、こうしたことから医者にかかりたくてもかかれぬという深刻な状況が生まれているわけであります。

この国のやり方。いわゆる滞納に対するペナルティ、保険証を取り上げるというこのやり方に対して、今、全国で様々な問題があるところから議論をされております。私はこれも国の方針をそのまま受け入れるというよりも、やはり自治体でどうそこを打開していくかという努力がなされなければならないと思いますが、国は言うことを聞かなければ交付金を減らすというような脅かしをやりながら、自治体にその実行を迫っているというのが実状であり

ます。責められるべきは国であります、やはり当事者である自治体、保険者にも我々は言うべきことを言わなければならないと考えているわけであります。

しかしながらこの制度も保険法の中では、災難であるとか病気あるいはリストラというような事情がある場合には、自治体の判断によってその施行について手心を加えてもいいですよ、ということになっているわけであります。私はここが肝心だと思うわけでありますが、この視点をやはり自治体で最大限利用しながら、この保険証取り上げの対象者を絞っていくということが大事ではないかと思うわけであります。かねてより子供やお年寄り、病人がいる世帯では、滞納があってもこの保険証を取り上げるべきではないと要求をしてきたところであります。

問題はこうしたこのペナルティが滞納改善になっているかという点であります。これは皆さんすでに決算書を見ていただければわかりますが、私はこれだけのペナルティを科しても滞納が減っていないということが実情ではないかと思えます。これは原因が格差社会の進行により、払いたくても払えないという人が増えているということの証左ではないでしょうか。

この国民健康保険特別会計、私どもは今、示されている数値そのものに異論があるわけではありません。一般会計の繰出金は3億8,200万円。これは他の自治体と比べても遜色のあるものではありません。法定繰出しを含みますが、そういう内容であると思えます。次年度への繰越金も2億5,800万円としておりますが、基金も7億円の積み立てがあるということであります。こうした数字は負担の軽減につながるもので異論があるわけではありませんけれども、予算当初にも反対をしましてまいりましたが、こうした対応を含めて反対討論とするものであります。以上であります。

議長 つぎに原案認定に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は原案賛成の立場で討論に参加させていただきます。ただ今、反対討論の中にありました資格証の発行についての問題は非常に大きな問題でありまして、私は基本的にはやはり資格証の発行については慎重であるべきというふうに考えております。その点につきましては決算委員会でない平素の委員会の中でも、いろいろ議論になっているところであります。ただ、18年度決算におきましては、それをあまりこう全面に出すべきではないといいますが、ほかのところを観点に判断をしなければならないのではないかとというようなことで発言をさせていただきたいと思えます。

18年度国保会計につきましては制度の改正が一方でありました。そして一方では今、反対討論の中でもありましたように、団塊の世代の対応とかそうしてまたなかなか地方では景気が回復しないというような、そういう社会実態も踏まえての国保会計の運営ですので、大変会計運営には難しいところがあるように私は感じております。

その中で目的税として国保を賦課して徴収するわけでありますので、住民の負担の多くのところはどれだけ賦課がされたかということにかかってくるというふうに思います。今、先ほど言いましたように目的税でありますので、収納率が低いと調定を膨らませなければならぬということになります。収納率が下がってもなんとかその会計を運営するとい

うような状況になるわけですが、調定を膨らませると今度は納税者の負担が大きくなると。大きくなるとまた今度は滞納になるというようなことで、その悪循環が生じてしまうというのが非常に難しいところだと思います。

したがって私は国保の運営に関しては、まず現年度の収納率を上げる努力がやはり第一義的には大切だろうというふうに考えていまして、18年度決算をみますと若干でありますけれども改善もされております。そして審査の中ではいろいろ工夫もしたり改善の方向も探っているようでありますので、まだまだほかの税目に比べますと収納率が低いわけで不満もあるわけなのですけれども、今後の期待も含めまして18年度は一つにはこれをよしとしなければならぬのではないかというふうに感じております。

そしてまた今ほども話がありました。歳入、歳出の差し引き額が2億数千万円出ています。一つには安定的な国保の運営を目指すには基金へ、というような考え方もあるわけなのですけれども、そのところは繰り越して、そして市民の軽減に回すのだというような執行部側の気持ちといいますか、目指すところも感じられましたので、18年度国保会計につきましては私は認定をしていきたいというふうな考え方であります。

重ねて言いますけれども収納率につきましては、まだまだいろいろ工夫をしまして収納率を高めることが、市民の負担を軽減することにつながるわけですので、そういう期待も含めまして賛成の討論とさせていただきます。

議長 つぎに原案に反対者の発言を許します。

(発言者なし)

原案認定に対する賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第85号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第85号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

(「27番、休憩動議」の声あり)

駒形正博君 ちょっと伺いますが、今ほどの20番議員は・・・

議長 休憩といたします。

(午前11時22分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前11時24分)

議長 第86号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について

に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第86号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第86号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第87号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第87号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第87号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第90号議案 平成18年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第90号議案 平成18年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第90号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第92号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第92号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第92号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 日程第14、第94号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きをしますが、この数字ではないのですね、これはこれで私はいいと思いますが。前に新聞を読んでいましたら、政府方針で国民年金保険料の滞納者にもその保険証取り上げのペナルティを科するのだというようなことが出ていて、これは各自治体の取り組みをどうするのかにあって、それぞれの自治体がどう考えているかという話が載っていました。新潟はやらないというような新潟市はやらないというようなことが報道してあったのですが南魚沼市ではそのことについてはどのように検討されていますか。

市民課長 国民年金を滞納した場合に、国保の資格証を交付するということが報じられておりますし、今、検討されております。国民年金と国民健康保険はそもそも制度が違うわけですので、年金を滞納したからといって国保の資格者証を交付するというのはいかなものかなということがありますけれども、国の方針とすれば年金制度が今後維持できないということになると、国保、介護保険共に年金から天引きをして徴収していると、そのものが崩れるというようなことから、年金制度を維持していくためにはちょっと厳しく当たらなければならないということから、そういう制度ができてきているようでございます。

当市としましては、国民年金を滞納している方に国保の資格者証を交付するかどうかというところの検討までは、今のところまだ至っておりませんが、若干抵抗があるというふうに考えております。以上です。

笛木信治君 政府方針にはいつものことなのですが、必ずそのなにか報復手段、ペナルティをつけますよね。言うことを聞かない場合には必ず何かこっちをこうするぞ、というのがありますが、この場合はそういうのはないのですか。

市民課長 今のところ聞いてはおりません。

宮田俊之君 どのページがというわけではないのですが、どこかに繁栄されていけば伺いたいのですが。先日、県知事がこちらにみえたときに、こういった自治体のいわゆる保険者に関して、予防の方等々をいろいろ一生懸命やっている自治体については、県の方で交付金等々で差をつけていくと。頑張っているところには措置をしていくというような

発言があり、現在も取り組んでいるというふうには知事は言われていたかと思うのですが、もしかしたら介護保険の話かもしれないのですが、この辺のことは実際この補正の方に何か反映されているのか。またこういう研究をされているのかについてちょっとお伺いしたいと思います。

市民課長 今回の補正にはその部分は反映といいますか計上されておられません。三位一体改革で、国が医療費の半分を持っていたわけですが、それが平成17年からその一部が県の方に権限が移ったということで、今、県が医療費の7パーセントを交付することになっています。7パーセントのうちの1パーセントについて、保健とか病気の予防の方に力を入れている国保の保険者の方に、その成績によって県の調整交付金にランクをつけるという制度でございまして、17年、18年と2年行われました。

当市は比較的成績がいいといっはなんですけども、17年度はおかげさまで200点満点中、155点で県内12位でございまして、18年度は200点満点中165点で、同列の方がいっぱいいますけれども、県内2位でございました。今年につきましても引き続き予防の方には重点を置いて、ペナルティが科されないように、県の調整交付金がまた多くもらえるように努力していきたいというふうに思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第94号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第94号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第95号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第95号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第96号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第96号議案 平成19年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時15分といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時15分)

議長 日程第17、第97号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 歳入の部分、10ページ、11ページありますけれども、一般会計からの繰入金を1億3,000万円減らして、繰越金8,000万円と基金からの繰入5,000万円ということですが、この趣旨は財政健全化計画の中での一般会計からの繰入金を減らすというそういう方向であったものかどうか。

下水道課長 ただいまの寺口議員さんの繰入金についての質問ですが、こちらの今の基金については約1億6,000万円ございます。そのうち今後の財政計画を含めた中で財政との協議の中で、今回基金の5,000万円の取崩しという中で一般会計の繰入金の1億3,000万円の繰入と、繰戻しというかたちを協議しております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第97号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって97号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第98号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

大和病院事務長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 脳波分析装置の購入ということですが、私が一般質問をさせていただきまして、19年度非常にいいすべり出しというようなことで期待をしているわけですが、ここの部分、資本的収支とはいえ機械の購入というのは通常の場合であれば、あらかじめ計画的に予定されているわけです。が、ここに来て800万円補正して購入するということは、必要性があつてするのでしょうかけれども、私は19年の病院の動きからして、収支については慎重に19年はやっていただきたいというような自分の考えもあります。その辺、なぜここで800万円がでてきたのか。内部医師の構成も変わっていますし、非常に



病院がやる気の方で動いていますので、前向きな部分での補正だとは思いますが、そこら辺の説明をお聞きしたい。

大和病院事務長 お答えいたします。ご指摘のように、当初で基本的な部分はみるべきものだと思います。ただ、ひとつ申し上げておきたいのは、昨年CTを買わせていただきました。CTが9,000万円ほどのかなり高額の中でも高額だったのですが、そういうことで通常は医療機器の購入というのはかなり医師等の意見を聞くわけですが、そういう中で通常5,000万円を上限としてその中で医療機器を購入するというのでやってきておりましたが、昨年はCTを購入するというので通常の5,000万円を3,000万円に落としてやらせていただきました。昨年の方がございましたので、今回も当初の段階で3,000万円に絞らせていただいて検討させていただきました。

ただ一つ、ご指摘のように医師が変わったということもありますし、そういう中でその脳波分析システムにつきましては金もかかるということだったのですが、補助金の決定をいただいたのをみて今回させていただきたいという、今回はそういう特殊な事情がございましたので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第98号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第98号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第99号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 1～2点お聞きします。地域的にいいますと畔上委員は旧六日町の五日町の方でありましたけれども、今、推薦されているのは塩沢町の方であります。今までの慣例の中では旧六日町であれば六日町の方から推薦するのが妥当かなという思いがありましたけれども、聞くところによるともう地域性はあまりいわないのだということでありました。それはそれとしても、やはり六日町の議員に一言、そういう方向でいきたいのだということが

あってしかるべきかなという思いがしております。そのことが1点。

それからなぜ塩沢にしたのか。地域がないのだったら全体から諮って皆さんの、というふうにするべきかなという思いがありますけれども、そこもお聞かせください。

それと本人の経歴の中に、平成6年には雪国青年会議所の理事長をされたというふうに書いてありますが、今現在、会員ではあるとは思いますが、何か役職についておられるかどうかお聞かせください。以上です。

市長 お答え申し上げますが、地域的な件ということでありまして、合併をして2年～3年経過をいたしております、私の意向も含めまして今回から地域別という選び方は特にしないことにしよう。適任と思われる方をお願いしようということによって形にさせていただきました。なお、旧六日町の議員の皆さんにということではありますが、各派代表者会議の際にこのことを皆さんにお願いしてありますので、特に六日町だ大和だ塩沢だということにこだわらないと、こういうことで議会の皆さん方からも私はご理解いただいたものだと思っております。

なぜ塩沢かということ。これは結果として塩沢の方になったということでありまして、塩沢から選ぼうと思って塩沢の方にしたということではありません。幅広くそれぞれいろいろな面から教育委員会も含めて調査をさせていただいて、この方が適任ではないかということでご提案を申し上げているところであります。

平成6年の青年会議所理事長につきましては、これは青年会議所は40歳で一応定年ということではありませんけれども40歳までということになっておりますので、現在は青年会議所の会員ではございません。私も含めてOB会の会員ということでありまして、全くそういう面での職責にはついていないということでありまして、以上であります。

岩野 松君 大体わかりました。六日町の話をして申しわけありませんけれども、過去、この畔上さんを決められるときには、旧大巻の議員さんの中から推薦をされて、そしてそれによって本人の意向を含めて議会に推薦されてきたというふう聞いております。今回はどういう形で推薦されたのかお聞かせください。

市長 今ほど申し上げましたように、そういう過去の慣例にこだわらない。今まで議員の方々からそれぞれ旧町別では、六日町もそうしてありまして、城内の議員の皆さんとか、大巻の議員の皆さんとかということをお願いしてありました。今回はもう合併をして先ほど申し上げましたように2年～3年経過してありまして、旧町別にこだわって議員の皆さん方からご推薦をいただくという方法は今回で今回といいますか、前回までで終わらせていただきたい。そして恣意のないようにそれぞれ検討させていただいて、ご提案を申し上げるという方向に変更させていただいたということでありまして、特別な思惑は全くございません。

和田英夫君 最適任を選んでいただいたというふうに私は評価をしておりますが、経歴で、私も社会厚生委員会もお邪魔して、素晴らしい子育てあるいは福祉の関係をやっているというように評価をしているわけでありまして、若葉会の現理事長でいられるとするなら

ば、市の子育て予算、あるいは福祉予算の関係がどうなっているのか、その辺が。私は決してこの人が反対という意味ではありませんが、そういう関係で大丈夫なのですか、ということをお聞かせください。

市長 現在、児童クラブといいますが放課後児童の関係では、決算あるいは予算にも示してありますとおり、補助金といいますが運営費が出ております。しかし、教育委員という方につきまして、ここにでは影響が及ぶかということになりますと、全くそういうことではないということをお断りさせていただいて、議会の皆さんにも若干はご説明を申し上げたと思っておりますけれども。今、この方が就任していらっしゃる職といいますがこれについて教育委員会委員として、例えば選任をされた場合、支障があるや否やという部分についても考慮をさせていただきます、全く支障がないということでご提案を申し上げさせていただきます。

ご存知だと思いますけれども、教育委員の方というのは、例えば今現在、個人名はあげませんけれども、お医者さんをやっている方もいますし、いろいろな職業の方もいらっしゃるわけです。今までの経過からしても、教育委員という立場を利用しての働きかけだとか 働きかけなどという失礼なのだと思いますけれども そういうこととかというのがあったためしございませんし、またそういうことを私どもの方が受け入れるということもございませんので。いろいろ考慮をさせていただきましたが、問題なしというふうに判断させていただいたということをお願いしたいと思います。

和田英夫君 そういうことで私も理解をするわけではありませんが、いずれにしましてもこういうご時世でありますので、教育委員行政、それとまた今の関係については十分ご配慮しながら取り組んでいただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第99号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第99号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第20、第100号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第100号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第100号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第21、発議第15号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第15号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第15号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第16号 私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

種村充夫君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第16号 私立高校への公費（私学助成）拡充で、学費と教育条件の公私格差是正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。よって発議第16号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、発議第17号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

中沢一博君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 中沢議員の、医師不足を解消し安心できる地域医療体制確保、これはもう誰もが求めていることとございます。そうした中、先ほど中沢議員から10番目の項目について説明がありました。この文章の内容でありますと、どうしてもやはり医師に責任がないというような内容で、どうも納得いかない部分が、これだけ見ればやはり当然そう思います。10番目のこの文面の書き方について、多少変えていく必要があるのではないかと。中沢議員さんが今、説明したことはわかるのですが、この文面だとどうしても何かあった場合、医

者の先生には責任がないような内容でありますので、その点についてどういうふうにもた考えているのか、お願いいたします。

中沢一博君　この10番目の件でございますけれども、無過失補償制度という部分にありました。これには詳細に書いてございませんでしたけれども、特に脳性マヒに対する部分というふうにご説明したとおりでございます。これに関しては、まだ制度の文面はこれでいかどうかという部分は、今、与党の中においても討議されているふうに聞いておりますので、あえてここはそういう固有名詞を入れなかったという部分もございませし、また、事務的な部分をあわせてこういうふうにさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。あくまでも私は、患者を守ることがすなわちまた医師も守るといふ、そういう観点に立つてものごとを言わせていただきました。

岩野　松君　今、中沢議員が一番最初、奈良県の例を出されまして、結果的に死亡されたということもなくすためにということですが、その制度はこの10項目の中にはどこにあたるのか。私はあの問題は本当に非常に大きな問題だと思っています。中沢議員、もし、わからなければいいのですが、今現在妊娠された場合に妊婦手帳をもらいに市役所に行きまして、そのときにはそれをみってくれる担当医を決めるように私のときにはなっていたような気がするのですが、そういう制度は今はどうなっているのかもわかたらお聞かせください。

中沢一博君　一番最初の奈良県の部分でございますけれども、これは1番目の総合的ビジョンという部分に全部含めるといふふうに私はしております。また、先ほどの詳細については、もし間違ったら大変なことになりますので、この場では控えさせていただきたいと思います。詳細についてはまだ発言できません。わからないというのが実状かと思ひますし、もし間違ったら失礼にあたりますので控えさせていただきます。

笛木信治君　1点お聞きしますが、医師不足の最大の原因は、政府が医療費抑制の立場から大学の医学部の定員を減らしているのですね、ずっと。これが原因といえは最大の原因なのです。私もこの意見書の内容に反対ではないのですが、どうも公明党は与党のせいか政府を追及する姿勢がちょっと弱いような気もするのですが、そういう点での政府の責任というものについてどう思ひますか。

中沢一博君　公明党という言葉が出ましたので言わせていただきますけれども、私は今、南魚沼市議会として国は何をしているのだと、最初に言わせていただきました。地方議員の一人として、私は国の今の与党云々ではないけれども、揺さぶりたいという気持ちでございます。何を考えているのだと。もっと地域に対して目を向けるべきである。私はそういう観点でお伝えさせていただきました。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第17号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第17号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、発議第18号 国民に安心・信頼される年金制度の構築に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

和田英夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 今、提出者の方から説明を受けましたが、頭の「国民に安心・信頼される年金制度の構築に関する」という、その部分についてはどなたも反対をする方はないと思います。中段に「徹底的な精査を行う事が求められている」というようなことで書かれています。

私は意見書の性格からして最後の方に「更なる具体的な対応を行うよう強く要望する」というふうに書いてあるわけですので、意見書の本来の主旨からすれば、では具体的にこういうことをやってもらいたいのだと。「具体的」というふうにここに書いてあるわけですから、これこれこうだとか、ひとつ何々と。そういうふうに具体的に明記をしてこそ、初めて国の方に意見書としてあげることの意義がそこにやはりあるのかなというふうな感じを持っていますけれども、提出者の意見をお聞きいたします。

和田英夫君 確かにそういう考え方も一つでありまして、実は私も6月の新潟県議会のこのいわゆる年金制度についての意見書を参考にしました。私も確かに言われるように具体的な対応ということで、ではこうしてこうということも考えたわけですが。一つは県議会のその意見書を参考にし、もう一つは上の社会保険庁で、あるいは政府、厚生労働省でなかなかその真相究明を謳いながら、厚生労働省なり社会保険庁でもまだこの辺が煮詰まっていない。私が言いたいのは、やはり国民として払ったお金を間違いなく年金として出していきたいという、中段の先ほど朗読したここへ主流をおいたわけです。具体的というのは私自身も、新聞テレビで報道されていたこういう方法もいいのかなという気はするわけですけれども、なかなかその辺ももちろん煮詰まっていますので、頼りとするところは新潟県議会の意見書を参考にさせていただいたと、こういうことであります。

駒形正博君 最初に伺いますが、中段というか上段の方に「5,000万件余の年金記録漏れ」と明記してあるのですが、この5,000万件という数字はどこから調査した数字なのか教えていただきたいと思います。

和田英夫君 これについては新聞・テレビで報道されている内容と、そして私は厚生労働省のホームページでこういう数字の裏付けと伺いますか。さらに詳しいところまで私も承知していませんが、やはり誰のものか特定できない年金保険料納付記録だということで、ホームページを若干 もちろん新聞テレビの報道も見ながらホームページを見て、厚生労働省がそういうことをいっているのであれば、という気がしてここに書いたわけでありませう。

駒形正博君 私の調査では、確かにこの年金記録漏れも提出者がおっしゃるように、514万件でしたか約10分の1の件数があったということではありますが、この5,000万件というのは記録漏れではなく。例えば私が60歳のときに社会保険事務所へ行ったのですが、10年間冬稼ぎに出た中で、4カ所に行ったのです。その都度、その都度厚生年金に入れてもらったけれども、そのたび年金の手帳などあの頃は持って歩かないから、私の今持っているものと一緒になると5つの駒形正博の厚生年金証書が出てきたのです。

今、一人の年金の手帳を一つにまとめているのですが、そうすると厚生年金基礎台帳ですが、それには番号は残るけれども名前が消えてしまう件数が、一つにまとめるものだから。5つの証書を一つにまとめると4つの証書、年金台帳に名前のないものができるのです。そうしたものが5,000万件できるというふうに私は聞いているのです。ただ、これになると5,000万件の記録漏れと出ているので、その辺をどの程度ご理解していらっしゃるのかお聞かせ願いたい。

和田英夫君 確かにこの9月になって新しい厚労大臣になって、その5,000万件のうち1割、524万件に氏名がないとか、あるいは生年月日がないとか。しかし、基礎年金番号があるとかということで これは社保庁が言っていることですが そういうことから何とか確認はできるものもあるというような言い方をしておりますが、5,000万件の内の1割強がそうですし、あと5,000万件というのはまだなかなかはっきり言って確証はないが、そういう記載漏れなり特定できないものというのが数字にあります。その中身が、5,000万件の内1割は確かに氏名なし、生年月日なしということで、あとのものがどうなのかということをご自分で私にわかるくらいなら、社保庁の皆さんも楽なわけでありませうけれども。そうであります。

駒形正博君 提出者は年金未納問題、年金不正免除問題、呆れた無駄遣いや不祥事が次々出てきて、本当に国民の年金不信は高まっているのでこれを早く静めたいという気持ちで意見書を出すと思うのですが、こうした5,000万件という早くいえば実際の10倍の数に増やした人数でこういう意見書を出すということは、かえって国民の年金不信をあおるような格好の意見書ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

和田英夫君 この「呆れたと」という表現についてですが、これはとらえ方ですね。例えばグリーンピア事業、これは17年にもうその事業を廃止したわけですが、それまで13施



設の建設費が1,900億円、人件費維持費で3,730億円のいわゆる保険料を使いながら、経営が成り立たず48億円で払い下げし売却したと。これらはどうみても一般国民からすれば呆れた使い方だというふうにいわざるを得ないと。マスコミはそういう報道をしているが私もそういう認識です。1,900億円、維持費で3,700億円を48億円で払い下げなんていうことが、こんなことが本当に良いやり方だとは私は思わないわけでありませし。

その5,000万件の記録漏れについては、ここに1997年の基礎年金番号の創設時以降、言われたように勤め先の変更あるいは住所変更あるいは結婚等によつての改称で2つ以上の年金手帳を持つことがあった。一本化するための基礎年金番号だった。社保庁と市町村間の引継ぎ、あるいは手続きの不完全な上に加入者の記憶違い、あるいは勤め先によつての記入誤りなどで発生した。というように出ているわけではありますが、それ以上では5,000万件をどこまでよく突き詰めてわかるかといえ、そこまでのことはわかりません。

若井達男君 若干お聞かせください。国民に安心・信頼される年金制度、まさにそのとおりだと思います。そしてこの説明の中に今ほど提出者におかれましては、やはり公の立場にいる人が公金を横領したということ。これはやはり私も国民はほとんどメディアを通じた中でわかっておりますが、こういった公の立場にいる人が公金を扱ってそれが時効という壁で今処断されておると。

先ほど笠原議員の方からも具体的にどうかというような質問提案があったわけですが、やはりこういったものは本当にネコババ得でいいのかということ、一番国民は今感じていると思います。その点については、ここに記してある、記していないでなく、提出者としてどういったお考えをお持ちかその辺をひとつお聞かせください。

和田英夫君 職員の使い込みや横領というものが、私がこの意見書を考えているとき以降に表へ出たものですから、なかなかこれについて私も今ここで。確かに言われるとおり公の担当職員、社保庁あるいは自治体の職員が着服横領など許されるわけがありませんので、今現在厚労大臣であらせられる方も時効の壁云々をいいながら何か方法はないかということですが、ぜひこの辺は上の優秀な方々で考えていただいて、まさに国民が安心するようなことについての対応を私も望む一人であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よつて質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よつて討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議18号 国民に安心・信頼される年金制度の構築に関する意見書の提出については原

案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「反対」「異議なし」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第18号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、議員の派遣についてを議題といたします。

議長 お諮りいたします。会議規則第159条の規定によりお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定しました。

議長 日程第26、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了しました。これをもって平成19年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

(午後2時31分)